

明治初期の長崎県における財政の変質について

徳永 宏

はじめに

長崎は、国際貿易港として開かれ、いわゆる鎖国期における貿易事務は、長崎の市中全体で担い、その見返りとして地役人の給与をはじめ市政に必要な経費が主に貿易の利益によって賄われた。

ちなみに、天保九年（一八三八）の長崎市中の人口二七、一六六人に対して、地役人は二、〇六九人を数えた。

しかし、貿易の低迷と安政の開国に伴う貿易制度の変更により市政の財源となる貿易に係る収入が減少する一方、近代化への取り組みに係る臨時的な支出が増加し、その収支バランスをとる方策が必要となった。長崎には貿易に代わる産業がなかったため、支出の抑制と新たな財源の確保が求められた。この状況は、明治維新後の新たな政治体制になった時点でどう変化していったのだろうか。

本稿では、平成三〇年が明治維新一五〇年にあたることから、先行研究を踏まえて明治初期の長崎の財政構造について考察したい。

なお、本稿で考察する期間は、明治元年（慶応四、一八六八）の長崎裁判所設置から、長崎県と島原・平戸・福江・大村の各県とが合併し新たな長崎県となる明治四年（一八七二）一月までとする。

まず、幕末期の長崎の財政に関する先行研究としては、次のものが上げられる。

天保年間における長崎会所の財政再建については、中村質「鎖国末期の長崎貿易と財政」〔『九州史学』七一号、九州史学研究会、一九八一年所収 以下、中村前掲書A〕で論じられている。中村質「長崎会所と安政開港」〔『九州文化史研究所紀要』二二二号、九州文

化史研究施設、一九七七年所収 以下、中村前掲書B〕では、安政五・六年の「長崎会所勘定帳」の分析により、関税率の引き下げによる会所財政の変容と、幕府の近代化政策経費の急増、鎖国解体の契機などを明らかにした²⁾。

そして、同氏の「終末期における長崎会所の会計史料——産物会所との関連において——」〔九州産業大学『産業経営研究所紀要』五、一九七四年所収 以下、中村前掲書C〕では、慶応二年の長崎会所の勘定帳を紹介し、同時期発足の産物会所との関連を、その「益金仕訳書」「諸品控」から論じ、関係者が明治初年の地場資本化することを明らかにした。

また、添田仁「幕末・維新时期にみる長崎港市社会の実像」〔『民衆史研究』第七十六号、民衆史研究会、二〇〇八年所収〕において、慶応三年（一八六七）の長崎における行財政改革とその影響を町方掛等の資料に基づき紹介している。同論文の内容に沿う形で『新長崎市史 第二卷近世編』（長崎市 平成二四年）の第九章第五節「長崎奉行所の崩壊」の中で長崎の町用に関する経費のことが記されている。

次に、明治初期の長崎の財政については、『長崎市制六十五年史（前編）』（長崎市 一九五六年）第一章「序説」の「変革期の地方財政」項では「明治初頭の長崎の財政については、徴すべき資料がない。」としており、『長崎県議会史 第一卷』（長崎県議会 一九六三年）、『長崎県史 近代編』（吉川弘文館 一九七六年）、『長崎市議会史 記述編 第一卷』（長崎市議会 一九九五年）や、『新長崎市史 第三卷近代編』（長崎市 二〇一四年）にも特に言及はない。

本稿では、明治初期の長崎（裁判所・府・県 なお、本文中の統一を図るため以下、「長崎県」とする）の財政について、こうした

幕末期の貿易制度の変更に伴う幕領長崎の行財政改革の流れを受けて、どう対処されていたのかを見ていきたい。

一 幕末期の貿易と会所収支の変遷

(一) 天保年間の収支

一九世紀の鎖国期における長崎の貿易は、前述のとおり長崎会所を中心に行われた。会所は、貿易のみならず長崎の行政にかかる経費の出納にも関与しており、同会所の会計を見れば、長崎の財政状況を垣間見ることができる。会計に関する基本的な資料としては、「長崎会所五冊物」が知られているが、本稿では、まず、金井俊行編『増補長崎略史 下巻』（長崎市 一九二六年）で紹介されている天保一三年（一八四二）の長崎会所における歳入・歳出の状況を見てみる。

歳入は、唐船一〇隻と阿蘭陀船二隻の本方及び脇荷・別段商売などにより、銀一三、五五九貫余が見込まれている。

このほか、租税収入は、市中の地子銀、運上・冥加銀があったが全体に占める割合は微々たるものであった（前掲書に記載なし）。これに対して、歳出は、貿易にかかる商品代や経費、諸役所の運営に係る経費（消耗品費や修繕費）、幕府への上納金、地役人（天保九年には二、〇六九人）に支払われる受用銀・助成銀等の人件費約三、〇一六貫、箇所持ちの町人に支給される箇所銀五二四貫と借家人に支給される竈銀三四五貫、貧しい人々へ支給される救米代三五貫五〇〇目があり全体の支出は一四、三六一貫となっている。

なお、箇所銀及び竈銀はその全額が住民に支給されるわけではなく、各町毎に乙名へ渡され、そこで「貫銀」と称する町の維持管理に必要な経費（八朔礼銀、時鐘撞などの諸役人の給銀、諏訪神事に

かかる経費など約一六三貫）が引かれ、更に地子銀が天引きされた上で各住民に渡されることになっていた。

しかし、実際にこの年は、唐船が四隻しか入港せず、貿易収入は見込みより少なかったことを中村氏が紹介している。

(二) 安政及び文久年間の収支

長崎会所は、輸入品を落札した商人から、「掛り物」と称する一種の税金を徴収したが、これが大きな収益の柱となっていた。しかしながら、安政六年（一八五九）五月、欧米五ヶ国との修好通商条約締結による新規商法ができ、貿易制度が改められた。主な点は次のとおりである。

輸入品は、商品により価格の五％（船の綱具造作修理などに使用する品・捕鯨用具・蒸気機械・トタン・鉛・錫・石炭・鳥獣・生絹・米糶・パン・小麦粉・塩漬食物等）、三五％（酒）、二〇％（その他）の関税を納めること。軍用品の輸入は長崎会所のみがこれまで通り行う。輸出品は、外国人から五％の関税を徴収する。

なお、鎖国期における貿易の主力であった唐船（中国船）との貿易はこれまでの通りとされたが、実際には、船が入港せず思うようにはいかなかった。また、主要な輸出品である銅は、安政四年（一八五七）の日蘭追加条約の締結により、オランダへの輸出が禁じられた。中国への銅の輸出も長崎廻銅百万斤は確保されたものの、唐船来航減により減少させる方向になった（慶応二年（一八六六）七月で廻銅廃止）。

また、俵物については、長崎会所が独占的に扱うこととしたが、条約締結国との間で約束された自由貿易とは反することから、抗議を受け、慶応元年（一八六五）には、自由売買を認めることとなり、

長崎会所は大きな収益の柱を失った。

安政五・六年の会計について、中村氏は次のように総括している。⁴

長崎では日蘭追加条約の発効により、同五年から英米を含む相対取引が開始され、これに対応する銀札代や白蠟石灰等の新しい輸出品代・諸種伝習費用等により、長崎会所の財政規模は勘定帳の二重計上を除いても同年から倍増し（唐方・町方・地方は不変）、本格的開港の同六年には欧米貿易の飛躍的拡大と新規の雑費諸要により、さらに一・五倍増となった。しかし収益率は低関税主義と、貿易独占の瓦解により著しく低下し、これは「都而是迄之通」とされた唐方にも波及し（唐貿易も天保以後諸般の変質をみ、中国の戦乱と欧米船の日中間貿易の影響は大きい）、会所財政は薄利多売方式への転換と借銀、とりわけ唐貿易や主要商品の独占維持、銀錢代銀の下附、貿易運上免除等の幕府の強いてこ入れを必要とした。

ここで前述の天保一三年と安政五・六年の財政の変化を比べてみる。歳入の増加分は、安政五年（一八五八）においては、町方への輸出銅売払い銀四、一八五貫、置附用意銀からの流用と商人からの調達銀八二〇〇貫、前年度からの繰越銀一五、八四三貫と合わせて銀二七、八六八貫となっている。置附用意銀は、宝暦四年（一七五四）以降、外国船入港が途絶えた時のための準備金として年に銀二〇〇〇三〇〇貫を積み立てていたものである。⁵安政六年は利付調達用の銀一六、一一三貫と銀札交換用として幕府から下げ渡された銀二一、二八二貫、そして唐船の入港が三隻に及び、取引額が拡大したことによる増額がある。

一方、歳出は、安政五年の場合、英米向け輸出品の品代が銀二、〇三一貫、開港・伝習所関係費用が銀一、七九〇貫、銀札費用や白蠟・石炭囲い所普請費が銀一、四〇〇貫など合わせて銀一七、七六五貫増加している。また、安政六年には開港に伴う湊会所、教授所の設置による地役人の身分引き直し、出島の運営方法の変更による役人数の減少で経費の減少、その一方で貿易拡大による調達する品代の増加で銀五、二〇〇貫の増、居留地造成や湊会所の入用、観光丸の運用経費により新規で銀八五三貫の増加となった。

以上のことから開港に伴う経費の増加があったものの、地役人の役料や市政にかかる経費はあまり変化がなかったことがいえる。

前掲書『増補長崎略史 下』第一九卷「長崎会所歳計志」には、文久三年（一八六三）の歳出予算が記載されている。歳出総額は、銀二五、五六五貫八七七匁で、その内、「地役人役料手当褒美銀等」は銀三、五三一貫八七五匁、「箇所銀竈銀救助銀等」は銀九〇三貫九一四匁となっている。歳出額は、前述の天保十三年の一七八%、安政六年の三五%の規模となっている。

石井孝氏の研究によれば、安政年間の多額に及ぶ臨時的支出により置附用意銀といった長崎会所の蓄えが枯渇し、文久二年（一八六二）から元治元年（一八六四）までの三年間で会所の収支がマイナス三三万両となった。⁶

また、安政六年の時点で、地役人は一、六八〇人を数え、役料米二、九七七石余、役料銀二、八七九貫目余に及んだ。これは、天保一三年と比べると三八九人の減員となっている。横浜や箱館が開港し外国商人との貿易が本格化したことに伴い、条約国領事との交渉なども増えてきたことで通詞らが各開港場へ派遣されたことによるものである。

(三) 慶応年間の収支と行財政改革

慶応元年、財政の改善策として次のようなことが行われた。売込商人は、銀一貫目に付銀五匁ずつを冥加として差出し、この内、二匁は町方入用、三匁は払底之品を買入する際の手当として備え置くこととした⁸。

同年六月、運上所の税銀・引替洋銀・引替元下ケ金は、長崎会所へ引き継がずに運上所一手とし、会所会計は、商法益銀又は、御下ケ金などでやりくりする事となった。これは、関税が長崎の市中経営の原資とされるのではなく、幕府へ上納されるべき公金と捉えられていたことが推察される⁹。

また、これまで浚渫費用は会所銀で賄っていたが、新商法により手当てできないため、長崎港に入港する船から石銭を取り立てて港内の浚渫費用に充ててよいか、長崎奉行から御勘定方・御目付方に伺いを立てている¹⁰。

次に、慶応二年の会所の収支を「慶応二年寅年長崎会所勘定帳」でみてみる¹¹。

まず、収支全体は、これまでの銀建てから、金・銭・銀・洋銀と複数の通貨に分かれており、これまでの財政規模との比較が難しくなっている。中村氏は、これを銀建てに換算し、六、一一八貫の黒字としている。しかし、これは前年の繰越分を除くと大幅な赤字とも指摘している。

歳入についてみれば、安政六年の開港により、長崎の独占的地位は失われ、それまで輸入品に対する「掛り物」が天保一三年頃の貿易全体の利益率で総平均一八割五分であったことに対して、自由貿易による関税（酒の三割五分を特例とし、その他の商品は二割以下）の導入により、収益が大幅に落ちて行った。めぼしいものは清人輸

入の唐金銀に対する対価としての銅（6）¹²、俵物類（7）、御種人參（8）の輸出による利潤で特に銅の占める額が大きい。

歳出では、奉行所役金ほか奉行所諸役人の役料・手当などの膨張が目立つ。（31、36、74）なお、地役人の役料・手当等（37、42、43、51、54、57、60、62など）は殆ど据え置き。38・39の戸別配当銀も同様である。開国に伴う居留地関係経費（70、72、73、77、91、94）や近代化にかかわる諸施設（製鉄所、精得館、分析窮理所、済美館）の経費（61、83、87、92）、貿易品輸送や長州征伐に加わった御備・御雇い洋船の経費や出兵費（66、68、80、81、83）といった幕末の体制移行に関連する経費が目立ち、財政規模の膨張を招いていることがわかる。

翌慶応三年は、長崎の行財政機構が大きく変化した年であった。同年四月、これまでの唐蘭商法にかかる加役を廃止し、七月には町年寄以下を廃止し、調役並・同心・勘定役並・書物役・通詞・上番・本船番・下番とし、切米や扶持米に手当金を給し、職務なき者は皆遊撃隊に編成し兵役につかせるという地役人制度の改革が行われた。各町の人別改め等の住民掌握と町内の維持管理にあたっていた乙名は、この時、他の地役人とともに奉行所直属の役人となり、代わってこれまでの組頭（丸山・寄合町は差配）・日行使が肝煎・行事と改められ、彼らの給銀は、各町民の負担で運営することとされた。こうして地役人の数が一、四三七人に減員された¹³。

経費節減のため、七月には箇所銀・竈銀の支給が廃止され、また、八朔銀も不要となり、貿易利益の分配が行われなくなった。

長崎会所は、「長崎仮御金蔵」と改められ九月より収納はもちろん全て幕府の御金蔵に収め、役所向入用は一カ年の金高を定め御金蔵から渡すこと、居留場掛御手当も同所地料歩銀から支払っていた

が、これからの入用は御金蔵から渡し歩銀はすべて御金蔵に納めることとした。¹⁴

惣町の維持については、これまで地下配分金（戸別配当銀）で賄ってきた公役銀、地子銀、貫銀（町の雑入用）、橋の普請にかかる費用、寺社方の祈禱拜札料、寺社の修復寄附銀などを、町人たちの負担だけでは財源が不足するため、諸品販売の商人や諸職人に対して営業許可の鑑札を発行する代わりに冥加銀を徴収するとともに、新たな財源として長崎に流入していた出稼ぎや奉公人などの「旅人」から「冥加金」を納めさせるとともに、長崎で消費される酒やその空樽の売却に課税し財源を確保しようとした。¹⁵

しかし、実際にはこれらの財源の確保が上手くいかず、同年一月に二〇〇〇両の拝借を年番行事・肝煎が願ひ出ている。¹⁶

また、本籠町の収支の見積りが「町方御用留 明治一年／第一文書科事務簿」に記載されており、¹⁷ これをみると慶応四年の半年分の収入として町内四一箇所半から月に錢一貫文ずつを徴収して二四九貫文を集め、これに対し自身番所の油代や番人の給料をはじめ二〇七貫六五六文の支出と地子銀（額未記載）を見込み、その結果「差引不足」となるため、取敢えず七月までの残金でしのぎ、場合によっては追加徴収も考えてはいるが、住人の負担のみでは賄えないこととしている。

こうした行財政改革の成果の行方は、翌年に明治維新を迎えることとなり明らかとはならなかった。明治新政府の体制下において長崎の財政構造がどう変化していったのかについては、次章で検証していきたい。

二 明治初期における長崎県の財政

（一） 行政組織の変遷

慶応三年二月に新政府が樹立したのち、翌四年正月二五日、九州の鎮撫総督に沢宣嘉が任命される。同年二月一日に長崎の民政を担当する裁判所が設置されると、翌二日に沢宣嘉が長崎裁判所総督を兼務することとなる。

沢宣嘉は、二月一五日に着任した後で達書を出し、長崎の地役人を一旦全員解雇し、世襲・永祿を廃止して改めて適任者を採用することを宣言した。¹⁸ そして、二月十六日に新たに職を設けた。¹⁹

「長崎県史稿 制度編 職制（慶応四年—明治八年）」によれば、²⁰ 同二月に「代官以下ノ旧吏員ヲ廃シ其職務ヲ改正シテ新ニ之ヲ選任シ且其分菅ヲ定ム」として、次のような体制を敷いた。

【史料一】

総督支配 取締役、取締助役、兵隊世話役

参謀支配 聖廟学頭、兵隊世話役助役、出納元締

新組小頭、出納方、新組

出納方並、通弁方頭取、書役

新組並、聖廟世話役

取締役支配 船番、牢屋及徒刑場係医

取締役助支配 下番

公事方掛新組支配 牢守、牢番

ここでは、幕末に結成された遊撃隊（同年四月一九日に振遠隊と改称）の他、長崎聖堂・会計・司法などの担当部門が置かれたことがわかる。本史料には記されていないが、幕末に開設された製鉄所、

精得館（同年、長崎府医学校・病院と改称）、済美館（同年、広運館と改称）は、後述のとおり引き続き運営された。

同年五月四日、長崎裁判所を長崎府と改め、沢が引き続き知府事に就任する（二年後に府知事と改称）。「分限帳 明治元年六月 改」によれば、職員は九五四人（一五部門三四役職）に再編された。²¹また『長崎府職員録』によれば、職員数は九八九人（二四部門一三〇役職）となった。²²各部署の職制章程が明治元年一〇月に定められ、その内容は前掲資料「長崎県史稿 制度部 職制」に示されている。明治二年（一八六九）六月二十日、長崎府が長崎県と改称されると、また組織の改革が図られ、多くの地役人が免職となり、役職に応じて捨扶持が与えられた。

翌三年（一八七〇）の『長崎県職員録』によれば、四六九人（一三部門一〇八役職）となり、慶応三年と比べて九六七人減、明治元年の分限帳と比べて四八五人減となった。²³

明治四年（一八七一）七月十四日、廃藩置県が断行され、島原・平戸・福江・大村・厳原県が誕生する。なお、旧佐賀藩領（彼杵郡六か村、高来郡三九か村）は佐賀県の管轄となり、²⁴同地域が長崎県へ編入されたのは明治五年一月のことである。²⁵

明治四年十一月十四日、長崎県のほか、島原・平戸・大村・福江の五県を合併して新たに長崎県となる。²⁶本稿では、江戸時代の長崎との財政状況の比較を行うことから、取り扱う時期をここまでとする。

次に民生担当の組織の変遷について概観する。

慶応三年の改革で、多くの地役人は、長崎奉行所の役人となり、町人身分から離れたため、長崎市中の民政を担当する肝煎・行事が置かれたことは前に述べた。これが明治に入り更に組織が見直され

たことが知られており、後に示す民政の経費にかかわる問題となるのでここで概観しておきたい。²⁷

明治元年七月、「組町」が設定され、肝煎を各町一人に減員、行事は廃止とする。同年十一月、肝煎と丸山町・寄合町差配人を乙名と改称する。明治二年一〇月、組町を掛町と改称し、乙名を掛乙名とし（一人で二町を担当させ、乙名を半分に減員する）、官選で掛乙名四一人（うち、頭取一人、年寄四人）を決める。明治四年三月、掛乙名を解任し、三・四月に町年寄一七人と副年寄二名を任命し、その後、町を二・七町の一七区画に分類する。この結果、民政の担当者が慶応三年と比べて大幅に減員されていた。

（二） 明治初期における長崎県の管轄地域

明治初期における長崎県（長崎裁判所及び長崎府時代を含む）の管轄地に関しては、杉谷昭氏の「明治初年における長崎府考」などで論じられている。²⁸

慶応四年一月に、沢宣嘉が九州鎮撫総督に任じられ九州一円を管轄することとなり、閏四月には九州一円の御料所（新政府直轄地とされた旧幕府の西国筋郡代や長崎代官の管轄地）が長崎裁判所の所管とされ、御料所御用掛や同取調掛として旧大村藩士の福田與らが派遣された。

同年五月には長崎裁判所から長崎府へ組織替えとなり他の各御料所が県となった折に裁判所の佐々木三四郎が肥後国天草の富岡知県事に、松方助左衛門（正義）が日田知県事に任命され、長崎裁判所の管轄から離れた。²⁹同年八月、廃止された天草県域（肥後国天草郡と八代郡の一部）や福岡藩預りの浦上村、筑後国三池郡も長崎府の支配となる。³⁰また、肥前国松浦郡の一部も長崎府の管轄になっていた。

なお、本稿では、後述する明治初期の長崎県（裁判所・長崎府時代を含む）の財政状況について論じる観点から、関係資料に示されている肥前国彼杵・高来・松浦三郡の一部・肥後国天草・八代二郡の一部・筑前国三池郡を長崎県域とする。

(三) 明治初期の長崎県の財政状況について

ア 会計に関する資料

裁判所の会計について、新政府は、「九州ノ租税ヲ以テ補充可然与存候」と自前の財源確保を求めている。³¹

明治二年二月五日に定められた府県施政の大綱には、「一、平年租税ノ高ヲ量リ其府県常費ヲ定ムル事 会計官ノ大急務量入為出ノ基本トス」とうたい、通常徴収される税額を基本に行政に係る経費を設定するように求められている。

明治初期の長崎県の財政の概要は、「長崎県史稿 制度部 会計（明治元～八年）」に記されている。³² なお、本史料が作成された経緯などは国立国会図書館ホームページ上で紹介されており、³³現在、国立公文書館内閣文庫のデジタルアーカイブで閲覧することができる。この稿本は、長崎県に保管され、現在、長崎歴史文化博物館が所蔵している。

ここで本稿の対象としている明治元年（慶応四年）から同四年の出納額を整理すると、表一「明治元年～同四年 収支一覧」のとおりとなる。

当該史料には、歳入・歳出の各種別とその金額（石高）のみが記載され、その財源や費目が記されておらず詳細な内訳を知ることができない。また、江戸時代は長崎会所の収支が銀建てで表示されてきたのに対して（但し慶応二年分は、銀の他に金・銭・洋銀建て）、

表一「明治元年～同四年 収支一覧」

〔長崎県史稿 制度部 会計（明治元～八年）〕より作成

		元年	二年正月～九月	二年一〇月～三年九月	三年一〇月～四年九月	
収入	米	58,577石8斗6杓7撮	12,091石2斗7升9合2杓	17,977石9升5合8杓4撮	12,981石4斗6升9合9杓4撮	
	金	240,882両3分永160文1分	241,526円52銭2厘5毛	483,786円65銭5厘	334,590円64銭1厘4毛	
	洋銀	24,346弗26 ^ヰ	6,109弗62 ^ヰ	33,049弗52 ^ヰ 9分7厘	23,108弗22 ^ヰ 8分	
	銭	163,336貫193文	27,016貫606文	87,487貫288文	133,353貫234文	
支出	諸費	米	27,169石7斗5升3合5杓2撮	12,091石2斗7升9合2杓	13,477石9升5合8杓4撮	12,981石4斗6升9合9杓4撮
		金	193,435両2分111文	98,563円96銭	314,126円25銭5厘	166,117円71銭7厘1毛
		洋銀	20,758弗64 ^ヰ	6,109弗62 ^ヰ	33,049弗52 ^ヰ 9分7厘	23,108弗22 ^ヰ 8分
		銭	40,711貫110文	27,016貫606文	87,487貫288文	133,353貫234文
	置	米	31,408石4升7合1杓5撮			
		金	47,447両1分永48文6分			
		洋銀	3,587弗62セント			
		銭	122,625貫83文			
	貸下	米			4,500石	
		金		10,998円6銭2厘5毛	22,378円75銭	70,183円9銭2厘
	納済	金		41,964円50銭	147,281円65銭	98,296円9銭2厘
		米				76石8斗4合3杓3撮
	諸費	麥(麦)				794石3斗5升2合4杓3撮
粟					11石8升2合	
於胡					2,902斤	

明治新政府は、慶応四年五月に幣制を変えて銀遣いを廃止し、金建てと錢建てに統一する銀目廃止を行ったため、当該資料は、米穀、金（円）・洋銀・錢により構成されており、単純に江戸時代鎖国期の財政規模と比較することができない。そのため、収支の内訳や江戸時代との差異については、「自明治元年至同八年 長崎県出納勘定帳 会計課事務簿」（長崎歴史文化博物館蔵 請求番号Ⅱ一四二九一七 以下「長崎県出納勘定帳」とする）などの資料を使いながら考察していきたい。

イ 会計年度

会計年度の始期と終期は、前掲資料「長崎県史料 制度部 会計（明治元～八年）」の「附録」の項に次の通り記されている。

【史料二】

明治元年

○官費ハ総テ管内ノ租税及ヒ従前ノ餘金ヲ合シ以テ諸般ノ用途ニ支消シ當時未曾テ其定額ヲ設ケス而テ毎歳九月ヲ期トシ其費額ヲ計算セリ

会計の始期は一〇月で翌年九月末が終期となる。しかし、明治元年と同二年は制度の過渡期で始期と終期が異なっている。

ウ 歳入

「長崎県史料 制度部 租法」の「戊辰年以降正租雑税ノ沿革」の項に

【史料三】

直隸ノ地、九州ニ碁布スル者、当時総テ長崎府ノ管地トナレリ。此年、奥羽征討ノ役起リ、官庫頗ル虚耗ス。九月一〇日、会計官ヨリ府庁ニ令シ、其徴租ヲ以テ奥羽ノ軍資ニ供セシム。因テ米穀ハ大阪ニ回漕シ、金貨ハ直ニ会計官ニ納ム。

とあり、³⁴長崎県（当時は長崎府）の主な租税は、管轄地内で収納された米穀及び現金（両・円ほか）で、表一のとおり洋銀などが加わっている。洋銀とは、幕末から明治初期にかけて貿易上の決済通貨として流入したメキシコ銀貨（弗）を指す。³⁵

明治元年の長崎府（長崎裁判所）の管轄地の石高は、前掲書「長崎県出納勘定帳」によれば、表二「明治元年長崎府（長崎裁判所）支配地石高一覧」のとおりとなる。これは「旧高旧領取調帳」に記された石高や前掲資料「長崎県史稿 制度部 租法」のうち「長崎旧管地反別元高及ヒ貢租ノ概計」の石高とは若干の差異がある。

表二 「明治元年長崎府（長崎裁判所）支配地石高一覧」

〔自明治元年至同八年 長崎県出納勘定帳 会計課事務簿〕のうち「明治元戊辰年御勘定目録」より作成

国名	石 高						貢米・大豆						貢 金			
	石	斗	升	合	夕	才	石	斗	升	合	夕	才	両	分	永	ト
肥 前	24,906	9	4	2	5	4	7,662		1	9	5		1,718	3	146	7
肥 後	25,307	3	4	5	9		12,811		2	4						
筑 後	9,790	4	9	8	5	6	3,188	2	7	3						
合計	60,004	7	8	7			23,661	3	1	6	5		1,718	3	146	7

歳入の内訳は、表三「明治元年 長崎府（長崎裁判所）歳入一覽」のとおりで、その第一としてあげられる米穀は、前に示した長崎県（当時は長崎裁判所・長崎府）が管轄した肥前・肥後・筑後国各郡の貢米と日田から廻送された米などである。もともと、江戸時代の長崎市中は米の生産がほぼなく、地役人へ給付する扶持米や市中で消費される米を賄うため、九州を中心に各地から米が廻漕されており、「金井八郎翁備考録 第八下 雜載」によれば、³⁶幕末にはその量は約三万石にも及び、明治時代に入っても引続き廻送されていたとしている。³⁷

明治元年分及び明治二年正月始期分は、期間にばらつきがあり比較が難しいが、同二年一〇月始期分で一七、六六七石余を計上している。その後の明治三年一〇月始期分と同四年一〇月始期分もほぼ同様の石高が計上されており比較的安定的に収納されている。

慶応四年（明治元）八月付の行政官達文によれば、同年以来、日田郡の租税二万石を輪漕するとしており、³⁸前掲資料「長崎県出納勘定帳」によれば、表三のとおり明治元年には一五、五〇〇石が廻漕されている。

第二に現金収入について述べる。表一では、明治二年一〇月始期分が四八三、七八六円と規模が一番大きい。年度間の増減の要因については、紙幅の関係もあり詳細な検討は別稿に譲りたい。

表三では、各管轄地の租税の一部が貢金として納められていたほか様々な名目の税・冥加・運上金などが納付されていたことがわかる。しかも、金貨による収入がその大半を占めている。

長崎市中に限っていえば、地子金、旧長崎会所の残余金、大坂長崎産物会所・製鉄所・医学校の各納金、長崎へ入港する和船の手数料、日田廻漕米の前年分売替金、外国管事役所納金がある。旧長崎

会所の残余金を除けば、産物会所や外国管事役所の納金が大きく金貨収入全体の二割程を占めている。

地子金については、江戸時代、長崎惣町のうち外町五四カ町は、地子銀を収めていたが、慶応四年（明治元）七月、長崎市中の内町も外町に準じて地子（銀）を収める代わりに、船手町・陸手町の公用船公役人足の役務は廃止することとされた。しかし、翌明治二年三月、地子銀を免じ従前の公役は旧格に復して勤めることが通達された。³⁹したがって、内町の地子銀は短期間で廃止されたことになる。

外国管事役所納金は、幕末に貿易制度が変更し、輸出入品に対して課せられた関税などである。慶応四年（明治元）五月には、梅香崎の運上所を外国管事役所と改称し、明治二年九月六日、外務局と改称された。明治五年（一八七二）十月十日、関稅事務が大蔵省租稅寮の直轄となる。⁴⁰

関税の他にも船舶の入出港に伴う手数料、貿易商人や居留場で働く諸職人や労働者の鑑札料が雑税として徴収され、⁴¹運上所（外国管事役所）で所用の経費を差し引いたのち、長崎裁判所（長崎府）へ納められた。

こうした貿易に伴う関税などの流れは、「長崎港税関収納仕訳書 明治三年〜同四年 会計課事務簿」にある「庚午方辛未年迄長崎港税関収納仕訳書」から類推することができる。⁴²これをまとめたものが表四「明治元年 長崎港租稅收支一覽」である。

これによれば、明治元年（慶応四年）の場合、一年間に徴収される関税が金五〇、五〇八両余、洋銀六八、五一一弗余、錢一一五九〇貫余で、その他前年の雑税の繰越分等を加えてこの年の歳入が五六、九八八両余となり、ここから外務局（ママ 当時は運上所・外国管事役所）の遣払分を差引き、未納分等を除いた金

貢金				銀				洋銀			錢	
兩	分	永	ト	貫	匁	ト	厘	弗	セント	厘	貫	文
10.446	1	247	4									
1.718	3	146	7									
12	2	155	9									
24	2	22	2									
215	1	189	4									
	2	162	4									
5		241	8									
547	2	4										
1		127										
265	1	216	3									
10	2	203	2									
1	3	115	9									
	1	75										
3	1	111	4									
	3	176										
3	2	248	3									
3	1	100										
	3	118	4									
	1	156	7									
2	2	150										
1	2	58	3									
	1	83	4									
4	3	133	2									
1		16	7									
3		96	7									
	2	218	3									
	2	175										
2		69	2									
2	3	101	7									
	1	150										
1	3	246	7									
6	1	161	8									
9	2	174	5									
1	3	41	1									
1		56	7									
	3	115										
	2	125										
1	2	91	6									
1		235	1									
	1	75										
8		88	3									
		108	3									
		141	7									
492	3	169	3									
	1	133	6									
2,385	2	236	9									
	1	142										
109	2	65	4									
121	2	179	5									
60	1	168	1									
118	3	6	8									
133	1	122	8									
30		135	1									
1	2	150										
13,585	1	112	5									
293	1	146	4									
59		14	6									
34,308		142	8							48,254	645	
29,993	1	163	7	30	133	3	5	1,258	47	11,799	107	
10,031	3	220	2							51,450	736	
262	1	56	9									
226	3	4	2							26	439	
2,476	1	216	1							722	66	
37,632	3	13	2	23	104	9	5	4,177	45	3	657	
7,251	1	42	7									
2,155	3	25						940				
374	1	11	4									
391	1	124	9									
										4,659	223	
54	1	165	1							34	349	
7,800												
11,815	3	240						59,429	89	11,382	933	
707		71	9					450				
37	2											
10,000												
25,300												
150,186	2	195	7	53	238	3		66,255	81	3	80,083	522
61,348	1	66	7								48,254	645
-5,939	-2	-94	-5								63,553	666
-1,924		-137	-5					3,370				
578	2	177	2	-53	-238	-3						
33,867		209	7					-45,279	-55	-3		
2,770	2	242	8								-28,555	-640
240,887	3	160	1					24,346	26		163,336	193

一一、八一五兩余、洋銀五九、四二九弗余他が長崎に納められている。
 なお、関税については、明治五年七月に大蔵省租税寮が徴収することとなったが、前掲史料「長崎港税関収納仕訳書 明治三年〜同四年 会計課事務簿」によれば、明治六年十一月、長崎港輸出入税・県外務局取立の雑税を租税権頭に上納し、その全額を出納頭から受取って置金としており、長崎県が財源確保のためにこれまでの財源を引き続き確保しようとしていたことが分かる。
 洋銀は、貿易に伴う関税や手数料として先に紹介した外国管事役所（外務局）の資料に計上されているが、明治二年三月二十二日に

は、諸税金を外国人から徴収する時は、全てメキシコドルとするこ
 と。或いは一分銀と定め、日本の紙幣が混ざらないようにするとし
 ている。⁴³
 なお、洋銀は、明治元年には表三のとおり六六、二五五弗余が
 いったん納められ、このうち四五、二七九弗が金貨に交換されると
 ともに金貨一九二四兩余が洋銀三、三七〇弗に交換され、最終的に
 二四、三四六弗が計上されるといった換金が行われている。
 町方にかかる歳入としては、「長崎県史稿 制度部 会計（明治
 元〜八年）」の「附録」項の明治二年条の記事に

表三「明治元年 長崎府（長崎裁判所）歳入一覽」

「自明治元年至同八年 長崎島出納勘定帳 会計課事務簿」のうち「明治元辰年御勘定目録」より作成

費目	国名	郡名	村名	備考	貢米・大豆							
					石	斗	升	合	夕	才		
貢米・大豆	肥前・肥後・筑後				20,223	4	6	1				
石代金納分	肥前・肥後・筑後											
貢金	肥前											
切畑小麦石代	肥前	彼杵	戸町									
地子畑	肥前	彼杵	戸町									
秣場役	筑後	三池	村々		4	2	4	2				
小物成	肥前・肥後・筑後		村々									
樹木代	肥前	松浦	村々		1	6						
隔年山見取米金納	肥後	天草										
糞糞代	肥前	松浦	村々									
小物成	肥前・肥後・筑後		村々									
細代役	筑後	三池	大牟田		1	3	5					
新畑多葉粉地子	肥前	彼杵	浦上									
所々築地并固取除空地架造地子等之分	肥前	彼杵	長崎市中									
垣根山地子	肥前	彼杵	長崎・浦上									
一毛島地子	肥前	高来	古賀									
林畑地子	肥前	高来	茂木									
水主屋敷地子	肥前	彼杵	戸町									
地料屋敷地子	肥前	彼杵	戸町									
水車運上	肥前		村々									
瓦焼竈運上	肥前	彼杵・高来	村々									
瓦焼竈運上	肥前・肥後		村々									
白魚運上	肥前	彼杵	浦上									
水二口運上	肥前	彼杵	長崎・浦上									
鯖網運上	肥前	彼杵・高来	村々									
米小売運上	肥前	彼杵	戸町									
鍛冶屋他運上	肥前	彼杵	戸町									
鱈網運上	肥前	高来	日見									
鱈網運上	肥前・肥後		村々									
瓦土并焼竈運上	肥後	天草	村々									
鶏冠苔役	肥後	天草	村々									
焼物運上	肥後	天草	村々									
焼物土運上	肥後	天草	村々									
鋳物稼運上	肥後	天草	本戸馬場									
砥石山運上	肥後	天草	村々									
炭竈運上	肥前	松浦	平ノ山他1村									
塩濱役	肥後	天草	村々									
御林下草刈役金	肥前	松浦	岩屋									
繩縫壳上冥加	肥前	彼杵	浦上									
石炭焼立冥加	肥前	彼杵	浦上									
終綱冥加	肥前	高来	日見									
漁方冥加	肥前	彼杵・高来	村々									
牛馬売買冥加	肥前	彼杵・高来	村々									
船草置場冥加	肥前	彼杵	浦上									
石炭山冥加	肥前・肥後		村々									
瓦焼試稼冥加	肥前	高来	古賀									
染灰稼冥加	肥前	松浦	村々									
山方并諸色運上	肥後・筑後		村々									
地代金	肥前	彼杵	長崎市中									
口米	肥前・肥後・筑後		村々		151	6	9	9				
口小麦金納	肥前	彼杵	戸町									
口永	肥前・肥後・筑後		村々									
夫米	肥前	松浦	村々		72	9	2	3				
伝馬宿入用金納	肥前・肥後・筑後											
六尺給米	肥前・肥後・筑後				74	1	1	7				
御蔵前入用	肥前・肥後・筑後											
出目米石代	肥前	彼杵	長崎・浦上									
御林并並木損木拂代	肥前・肥後・筑後		村々									
御林下草拂代	肥前	彼杵	長崎									
辰春作夫食米金納	肥後	天草	村々									
非常手当置米石代												
卯置居米	肥前・肥後		村々		123	8	8	2	8			
卯置居金	肥前		村々									
払米					13,374	1	6	7	8	7		
長崎府会計局有米				旧長崎会所								
丁卯年分旧幕租税取立残				代官・郡代・諸藩預り所分	9,050	3	5	8				
年賦返納金				同上								
右(2)同断辰年分				同上								
拂代金												
大坂長崎産物会所納												
製鉄所納												
医学校納												
欠所品地并差押物拂代過料残納												
諸商人冥加金												
帆別手数料				長崎港入港和船分								
敷延代納												
廻漕米(日田)					15,500							
買替米代金(※丁卯年分日田廻漕米)												
長崎港外国事務役所納金												
同上												
見本として京都会計官より相下り候分請取												
大坂表において銅代之内右(18)同断請取												
羽州出兵入費として右(11)の下)同断請取												
史料上合計					79,862	4	2	2	7	7		
					-21,284	-6	-2	-2	-1			
交 換												
史料上最終合計					58,577	8			6	7		

表四 明治元年 長崎港租税収支一覽

〔自午年至未年 会計課事務簿 長崎港税関収納仕訳書〕より作成

(収入)	金				洋銀		錢	
	両	分	文	ト	弗	セント	貫	文
戊辰正月より十二月迄収税高	50,508		66		68,511	6	11,590	449
丁卯年雜税之内超高	901	3	17	5	27			
立替金返納	3,386	3						
諸税之内洋銀并錢可取立分代り金ヲ以相納候ニ付兩替ニ相立(減額分)					-3121	-63	-200	
同 代り金 (洋銀分)	2,171	1	213	4				
同 代り金 (錢分)	20	3	83	3				
収入合計額	56,988	3	130	2	65,416	43	11,390	449
(支出)								
辰年外務局ニ而遣払候分	8,633	3	240	9	3,035	72		
立替渡	5,703	1	10		2,860			
長崎府江相渡	11,815	3	240		59,429	89	11,382	933
不納翌己巳年相納	30,835	2	139	3	90	82	7	516
支出合計額	56,988	3	130	2	65,416	43	11,390	449

【史料四】

明治二年商業鑑札ヲ与工冥加銀ヲ収ム冥加銀ハ総テ市中道路橋梁等修繕ノ費用ニ供シ敢テ以テ官庁ノ経費ニ充ル者ニ非ス故ニ之ヲ市中ノ豪富ニ託シテ分布流通セシメ其息ヲ収メテ歳晚ニ及ヒ其子母金ヲ計算ス而テ支消ノ法ハ毎ニ町方掛ニ於テ公事方会計係及ヒ市中ノ父老ヲ会シ商議ヲ経テ之ヲ支給スルナリ

達書

冥加銀之儀ハ町方ニテ積立置元金備相応ニ相嵩候節ハ公事方召捕者等諸入用ヲ始メ町々諸雜用等迄右備金ノ内ヲ以払出候仕法ニ付右金払出之節ハ公事方会計方町方尚総町乙名共エモ合議之上取計決テ官府自権ニテ遣払不致往々於下民疑念ヲ不生様真実之取計可致候貸付方ハ市中有名豪家之者エ割付根証ヲ取り入念可取計候尤右備金有相嵩候迄ハ公事方諸入用等ハ是迄之振合ヲ以相渡筈ニ候

但年末毎ニ元利金共ニ令勘定市中エモ不漏様令触示置ヘキ事
已二月

とあり、同年二月に達書が出され、商業鑑札の付与に伴う冥加銀を市中のインフラの維持に充てることとし、また、官庁の経費には充当せず、公事方による罪人の捕縛に係る経費や各町の雑用費に充てることとしている。支出の方法については、公事方・会計方・町方及び乙名の合議により取り決めることとしている。このことから、慶応三年に出された市中の運営に係る財源や支出の在り方が明治維新後も引き継がれることになったことがわかる。

具体的な収入額をみると、明治元年九月分は表五「明治元年九月鑑札料一覽」のとおり一、二九二人(軒)から合わせて金一四六兩

表五「明治元年九月 鑑札料一覧」

〔御用留〕〔幕末史料大成5 開国対策編Ⅲ〕542頁より作成

業 種	件 数 (人数)	金			銭		備 考
		両	歩	朱	貫	文	
質屋	88	17	3	2			
古着屋	34	5	2			500	
道具屋	46	7	3	2		500	
両町遊女	722	67	2	2			8月分より3人減
揚屋	16	8	1	1	4	248	花月楼含む
料理屋	9	3					
両町男女地旅芸者	130	8		2			
両町夜商	27	1		2			
旅人宿	38	4	3				
両町髪結	107	2	1			248	
市中料理屋	75	20		2		500	
史料上合計	1,292	146		3	6		

表六「明治四年 県庁限り収入一覧」

〔長崎県史稿 制度部 租法〕のうち「戊辰年以降正租雑税の沿革の項」より作成

項 目	業 種	件 数	金 額		
			両	分	文
鑑札料(金1両/年/軒)	船宿他	722	722		
鑑札料(金1分/年/軒)	茶商、煙草商、菓子商	142	35	2	
鑑札料(金2分/年/軒)	菓種商、鮫商他、市郷芸者	451	220	2	
屠牛税(金1分/匹)		42	10	2	
遊廓税(永62文5分/月/人)	戸町村浪ノ平遊女(延べ数)	1,462	91	1	125
明樽税(永15文/樽)1～4月分		6,151	92	1	15
酒税(永125文/樽)1～11月分		36,453	4,556	2	125
遊廓税(金1両/年/人)	丸山・寄合町	702	702		
角力歌舞伎芝居税(金1両2分/日、浄瑠璃興行は2分、噺物真似等は1分)	八幡町、桜町、金屋町他		263		
	合計		6,693	3	15
	史料合計		6,694	1	15

三朱と銭六貫文を公事方掛が徴収している。

前掲資料「長崎県史稿 制度部 租法」のうち、「戊辰年以降正租雑税ノ沿革」の項に明治四年「當時縣廳限り収入スル税目」に鑑札料、屠牛税、酒税及び明樽税の記載があり、これを整理すると表六「明治四年 県庁限り収入一覧」になる。

これを慶応三年の町方にかかる予算と比較すると、慶応三年には鑑札料を新たに長崎へ流入してきた奉公稼旅人から徴収することとしていたが、明治時代になり実際に賦課する段階で従来から市中において諸商売を営む商人や遊廓から鑑札料を徴収していたことがわかる。

また、明治五年の町方の収支が、前掲資料「長崎県史稿 制度部 会計」の「附録」項に「維新以来市民ヨリ収入スル諸商業ノ鑑札料及ヒ諸冥加金ノ出納概表ヲ管民ニ布達シ支消ノ費途ヲ示」されてお

表七「明治五年(正月～一〇月) 町方収支一覽」

〔長崎県史稿 制度部 会計 附録〕より作成

費 目	金			
	両	分	朱	文
(歳入)				
壬申(明治5)正月越高	2,058	2	2	107
壬申正月～同10月 鑑札料	1,568			
角力芝居浄瑠璃等の冥加	196			
辛未年(明治4)酒税未納取立高	993			
合計	4,815	2	2	107
史料上 歳入計	4,815	3	2	107
(歳出)				
惣町戸長并小走迄給料	2,427			235
同筆紙墨その他諸入費	171			130
火消人足賃并道具揃入費	402	2		149
市中21箇所掲示台入費、祭礼入費、天長節邏卒酒肴料、市中商人へ渡す鑑札入費	61			16
路燈油代	186	3		48
合計	3,247	5		578
史料上 歳出計	3,248	3		78

五年(正月～一〇月) 町方収支一覽」のとおりとなるが、歳入として鑑札料、角力芝居浄瑠璃等の冥加、酒税など四、八一五両余が計上されている。

このほか、慶応三年には、市中の民生費に充当するため、市中の惣町三、八二七ヶ所から金一、九一三両を徴収することとしていたが、表七にはこれに該当する費目が見当たらない。その理由としては、明治五年に限って言えば、鑑札料と酒税で必要な経費が賄えるため、徴収する必要がなかったことが考えられる。

エ 歳出

支出については、表一のとおり費目が諸費・置米(金ほか)・貸下米(金)・納済米(金・粃)に分かれている。

第一に諸費の内訳は、前掲資料「長崎県出納勘定帳」に示されており、そのうちの明治元年分は表八「明治元年 長崎府(長崎裁判所)歳出一覽」のとおりである。

諸費のうち米の支出は、明治元年(慶応四年)が二七、一六九石余に対して明治二年正月始期分は一二、〇九一石余で同年一〇月始期分は一三四七七石余、同三年一〇月始期分は一二、九八一石余と四、〇〇〇石余と減少傾向にある。

米穀の支出に係るものの第一として長崎県(長崎裁判所・長崎府)で働く役人の給与としての支給分が考えられる。前掲史料「戊辰六月改分限帳」によれば九五四人の職員に対して米一三、一五六石五斗五升を見込んでいる。表八では、「地役人役料米役扶持米金渡」として米一四、〇五六石余が支出されている。明治二年の組織改革で大幅に減員し、明治三年には四六九人と半数以下になった。これに対し、明治二年正月始期分は月給・扶持米一〇六七石余と官

表八「明治元年 長崎府（長崎裁判所）歳出一覧」

「自明治元年至同八年 長崎県出納勘定帳 会計課事務簿」より作成

	支出先		米							金			銭		洋銀	
	国名	郡名	石	斗	升	合	夕	才	兩	分	永	卜	貫	文	弗	
巳春作夫食米渡	肥後	天草	4,500													
庄屋救助米	肥前	松浦	17	4												
元槍柄師給米	肥前	松浦		8			9									
夫食米貸渡	肥前	松浦	144													
田上寺合力米渡	肥前	高木	4													
妙行寺被下米渡	肥前	彼杵	1	5												
元柳川藩預所口米金同所願申請費引取候分	筑後	三池							398	1	17	5				
御廻米川下賃	肥前	松浦	41	9	5	7										
同 瀬取賃	肥前	松浦	34	7	9	3	7									
非常手当米貸渡	肥前・後		66													
知府事以下月給									29,370							
知府事受用米			1,550													
諸向出張旅費									11,627		63					1,540
地役人役料米役扶持米金渡			14,056	9		5	5	1	8,310		19	4				
居留地新地建家土蔵共地差上候ニ付元地主江被下金									5,300							
地役人并市中之者及元船手掛江被下金									14,500							
製鉄所諸職人賃渡									12,600							
伊王島燈明台建築入用									2,366	1						
異宗徒三藩江引渡諸入費									909	1	54		718	182		
佐賀藩兵砲術伝習入月給旅費共									355							
大村藩出兵ニ付副島二郎ヨリ内命ヲ以相渡									15,000							
久留米藩天草郡ニ於テ旧幕ヨリノ貸付更ニ貢金ヲ以貸渡									4,000							
物産会所諸入費									6,093	3	235	7		695		
医学校用地買上代									48	1	37	4				
同所諸入費			70						4,189	3	188	5				7,121
広運館諸入費									1,205	1	28	7	381	229		4,431
元船手方月給并諸雑費									641	2	48	7	86	76		
スルップ船修復其外入費									100	3	46	4	117			
島原平戸藩出兵之節オ一サカ船雇入賃																7,500
振遠隊出兵定式臨時入費			105	7	4	1	1		32,492	3	247	3	4,349	118		3
振遠隊附医師3人月手当									63							
出兵ニ付振遠隊江贈物代									61	3	125			400		
戦死之者祭祀料									260							
振遠隊陣服料									6,857		2	7				
天草出張所諸入費									320	1	164	4				
外務局諸雑費									5,676							
外国人養心入費									56	2			6	200		
外国人居留地之内官地地揚入用費									255	1	46	4	6	608		
諸祭典入費									15	3	212		29	748		
諏訪社宮糴料并普請掛諸入費									5,058	3	2	5	533	200		
諏訪社定式寄附金			26	2	5				200							
諸向宮糴定式入費									1,192	1	163	1	749	815		
諸向宮糴臨時入費									11,828	3	88	3	24,164	848		
刑法局入費并半舎人徒刑人諸入費共			154		6	3	7		1,127	1	125	7	192	23		
無宿半舎人仕忌代									10	1	202	3				
大赦ニ付無宿之者江救助金									120							
囚舎人服唐カ薬料									99		10	4				
不正物取押候者江歩割ヲ以掛リ之者江手当金									107		144	1				
捕亡入費									1,762		113	2				
於大坂買上候書籍代大隈八太郎渡									667	2	55	9				
町方掛諸入費									1,015		3	2	443	400		
貢金并諸取金運船賃									496	3	125					
貢米并拂米廻漕運賃			137	1	8		2		2,177		231	7	1,543	400		
満珠丸石炭代渡									89	1						
村々御用地之分租稅作德米代渡									156	3	216	4				
米蔵入費仲使賃共									23	2	60	2	3,018	341		
漂着入服入費			29	5	7	4	5		351		224	5	939	208		
唐人郵諸話所雑費									42		58	3		330		
渡海小船雇賃									77	1	162	7	33	236		
諸向拝借金									205							
諸向手当金									280	2	123		16			
諸向被下酒其外代									67	3				500		
御褒美金米			2	4					313		125		85			
新勞カ掛入費									35							
用達并扶持米代金									13	2	187	5				
元散使年番雜費									38	3	75	8				
飛脚賃									42	3	62	5				
臨時雇入人足賃										2	62	5	462	684		
裁判所入費									239		63	1	2,079	427		
諸局臨時買上物代入費									310	2	33	6	63	316	163	64
總督付諸所入費									13		189	3				
元役所之内入費									45		108	4	68	948		
大番所諸入費													158	461		
岩原官邸門番所入費													45	95		
納金見改料													103	950		
辻番所入費													98	622		
裁判所表門番所入費									1	1	192	3	215	617		
漕直紙代									156		97	8		389		
地役之者暇ニ付3ヶ年分被下米			3,415	5		6	4									
救助米			80	3	9	5										
養老米 切米			509	3	9				12	3	16	1				
火之見番給米				6	6											
棄兒養育米				9												
異宗徒宅番給米			5	7	4											
伊勢宮金毘羅社寄附米			4	2	5											
島原藩預所口米月割渡			111	5	6	2										
乱俵造り立欠減			200	8	1	8										
計り立欠減			1,482	7	2	7	1									
松浦郡貢米之内差船割カ權之分			416	1	8	9	8									
史料上合計			27,169	7	5	3	5	2	193,435	2	111	5	40,711	110	20,758	64

禄四五〇石、明治二年一〇月始期分は月給・官禄四、八一七石余、明治三年一〇月始期分の官禄・月給が六、六四五石余となっている。

なお、明治二年八月、大藏省の命により、これまで日田県租税米のうち、二万石を長崎県へ運んでいたが、八月中に行政官からの達しにより官員も減じたため廻米は廃止とし、管轄の租税米をもつて渡方を取り計らうこととされた。⁴⁵

日田から廻送される米は、慶応四年（明治元）八月、二〇、〇〇〇石のうち三、五〇〇石を長崎病院の用途に充てることとして⁴⁶いるが、表八では、「同所（医学校）諸入費」として米七〇石、金四、一八九兩余、洋銀七、一二一弗が計上されており実際の支出額は達文のとおりにはなっていない。

納済米については、前掲「長崎県史稿 制度部 租法」の「戊辰年以降正租雑税ノ沿革」項の明治元年九月十日条に「直隸ノ地、九州ニ碁布スル者、当時総テ長崎府ノ管地トナレリ此年奥羽征討ノ役起リ官庫頗ル虚耗ス九月十日會計官ヨリ府廳ニ令シ其徵租ヲ以テ奥羽ノ軍資ニ供セシム米穀ハ大阪ニ回漕シ金貨ハ直ニ會計官ニ納ム」こととしている。この時、戊辰戦争の戦費が嵩むため、米穀・金を廻送させて戦費に充当しようとしていたことがわかるが、表一では明治二年以降に納済金のみが計上されている。

「長崎県出納勘定帳」では、明治元年分の「渡方」の二番目に「米老万四千四百三拾九石式升八合壹夕 右（筆者注 長崎御藏納）同断」とあり、長崎金蔵を介して大阪へ廻送されたことが伺えるがこの項は抹消されておりその実態は不明である。

つぎに現金について、表一では、毎年支出されている諸費は年により増減がある。前掲資料「長崎県史稿 制度部 会計」の「附録」項の明治二年条のうちに次のような記載がある。

【史料五】

七月太政官ヨリ府県常備金規則ヲ頒布ス

常備金 金六百兩 壹萬石ニ付金百廿兩宛

金貳千兩 壹萬石ニ付金四百兩宛

右五萬石高目安

縣舍ノ諸費其他諸官員巡察ノ入費并縣掌以下ノ月給等遣拂ハ高五萬石迄ハ壹萬石ニ付金百二十拾兩乃チ六百兩トス（中略）総シテ目安ヲ以テ照準ス可キ事縣中年々常備五萬石迄ハ壹萬石ニ付金四百兩乃チ二千兩トス（中略）総シテ目安ニ依リ兼テ縣舍ニ備置其事ノ緩急ニ從テ取計濟之上明細書ヲ以テ可相達但シ制外ノ事件ハ其時々民部大藏兩省工可伺出事

縣舍官員居宅並牢屋創立等臨時費用ハ常備ノ例ニ非ス三分ノ一ヲ官給シ自餘ハ管轄ノ石高二分課ス可シ尤官員ノ居宅取繕等ハ可為自費事

右之通被定候ニ付此旨相達候事

七月 太政官

同じく、同二年の記事に、

【史料六】

十二月民部省ヨリ令シ常備金ヲ支消スル費途次及ヒ其方法ヲ示ス

ヲ示ス

當七月中府縣常備金規則御布告有之候處誤解致シ候向モ有之

哉ニ相聞候間猶又左ニ相達候

常備金ノ内第一

一金六百兩ノ廉

右八年々貢租ノ内ヲ以テ縣舎ニ備置筆墨紙蠟燭炭薪諸官員
巡察諸向工御用狀飛脚賃縣掌以下之月給等ニ遣拂過金有之
候共不足ノ節ニ補ニ備置都テ流用取計之上高當リヨリ過上
不相成様取賄年々過不足勘定ハ其縣限リニ仕上致置別段當
省工申出ニ及ハス候事

常備金ノ内第二

一金二千兩ノ廉

是ハ右同断支配地ノ堤防橋梁道路等難捨置急破普請所ノ當
ニ繕引充遣拂候ハ、其度々目論見帳才以テ可相届其他都テ
其事ノ緩急ニ從テ遣拂其年十月ヨリ翌年九月ヲ限リ仕訳書
差出殘金有之候ハ、新帳ノ御勘定元ニ組不足相立候ハ其節
可相伺此餘縣舎破損修復疊替等ノ入費ハ管轄ノ石高二分課
可致候事

已十二月

民部省

諸費については、事務に必要な諸経費、職員の出張費や給与などは、徴収した租税から賄い、不足分は庁舎の常備金六〇〇両から支出し、庁舎・官舎・牢屋の建設については三分ノ一を政府が給付し、残りは県（府）が石高にに応じて負担することとしている。

また、堤防橋梁道路等の放置できない破損箇所を修復する際に支出する場合は常備金二、〇〇〇両を充て、その都度見積書をつけて届け、九月末の会計年度が終わった時点で残金は翌年に繰越し、不足の場合は、政府に伺うこととなっている。庁舎の営繕などは、石高に応じて支出することとしている。日々の出納について該当する資料を筆者は未見であるため不明である。

職員の給与については、前掲史料「戊辰六月改分限帳」によれば

九五四人の職員に対して役料一五、八〇七両としているが、表八では、「知府事以下月給」として二九、三七〇両、「地役人役料米役扶持米金渡」として八、三一〇両余の計三七、六八〇両ほどを支出している。明治二年正月始期分で「知府事以下官禄并月給」として一一、二二三両を、明治二年一〇月始期分では月給一、一九六両と官禄二六、七二七両余の計二七、九二三両を、明治二年一〇月始期分では「知事以下官禄并月給」として一二、〇五三両余を計上しており、減少傾向にあることが分かる。

次に主な部局・施設の支出状況を見てみる。
各部局の諸費で、唯一、詳細な支出内容が分かるのは開港場として関税の徴収や船舶の入出港や外国人居留地の管理を行っていた運上所（のちの外国管事役所、外務局）である。

同部局においては、歳入の項で示したように関税や雑税などの収入から経費を支出しているが、「慶応四年辰一月初至巳十二月 月々御入用帳」（長崎歴史文化博物館蔵 請求番号ⅡB）一四一八三一（一）では、慶応四年（明治元年）正月から明治二年一二月の間、運上所掛（慶応四年・明治元年六月からは外国管事役所、明治二年九月からは外務局）が御入用掛（同じく会計掛、庶務局・弁務局）から毎月五百両を前渡しされ、諸経費の支払いが終わった翌月に残金を戻し入れていたことが記されている。なお、慶応四年正月分の残金は長崎金蔵の請取書（二月廿一日付）が添えられている。支出された経費としては、筆墨紙蠟燭炭薪等の消耗品費、番人・水主らの賃金、外国人応接時の料理・酒代、施設の小修繕などである。同資料における明治元年の支出は四、〇二四両二分余となるが、表八の内「外務局（ママ）諸雑費」五、六七六両と「外国人饗応入費」五六両二分の計五七三二両二分を計上しているがその差異は不明で

ある。

長崎府は、飽ノ浦の製鉄所の経営を改善するため、グラバーが小菅に開設した修船場を買収し、製鉄所と一体的に経営することを目論んで新政府に書類を提出した。その買収費を一二万弗と見込み、そのうち二万弗を長崎府が出すとしている。買収は、明治二年三月に行われたが、当分の間長崎府が負担し、同年二月に政府の会計官から資金を回すとしている。⁴⁷

前掲資料「長崎県出納勘定帳」明治二年正月始期分では、小菅浦ドック関連の買上費として二、〇〇〇両を計上し、明治二年一〇月始期分では両施設の入費として金三四、六六八両及び洋銀二二、八三七弗余、錢二八、九〇六貫余、明治三年一〇月始期分で四六、六八五両、洋銀一三、二七七弗余、錢七八、〇五〇貫余を要している。

製鉄所の経費については、前掲資料「長崎港税関収納仕訳書 明治三年～同四年 会計課事務簿」に「諸冥加」の記載があり、明治三年正月から六月までに「金式千両 立替出」、同年六月から二月までに「金二千両 製鉄所立替返入」しており、外務局が取り扱う雑税から一時的に資金が出たことが推察される。

文久元年に長崎村小島郷に開設された養生所を前身とする「精得館」は、明治元年一〇月に「長崎府医学学校」と改称され、表八では、「同所（医学学校）諸入費」として米七〇石、金四、一八九兩余、洋銀七、一二一弗を計上しており、その後の支出額は増加傾向にある。

同じく幕末に開設された語学所を前身とする済美館は、慶応四年閏四月に「広運館」と改称され、同年六月にはそれまでの洋学局に本学（国学）・漢学が加えられた。同館の入費として明治元年は、金一、二〇五兩余と洋銀四、四三一弗・錢三八一貫が計上され、外

国人教官らの月給や書籍代などが支出されている。明治三年五月二七日の民部省令により、本県学校一切の経費金一万兩を定額とし、毎月の運上所税金をその経費に充てることとしている⁴⁸が、各年支出に費目にはその財源が示されていないので、実態は不明である。

慶応三年に長崎奉行のもとで結成された遊撃隊は、維新後、「振遠隊」と改称され、近隣の各藩兵と共に戊辰戦争へ出兵し、明治元年には出兵他入費として金三二、四九二兩をはじめ、戦死者の祭祀料二六〇兩、陣服料六、八五七兩等多額の経費を費やし、戊辰戦争関連経費としては、「大村藩出兵二付副島二郎ヨリ内命ヲ以相渡した一五、〇〇〇兩や「島原平戸藩出兵之節オーサカ船雇入賃」として洋銀七、五〇〇弗がある。振遠隊は、明治二年に再編されるが、その後も、入費や陣服料が計上され、明治三年の日田県一揆の際に出兵した時の経費三、〇五二兩が計上されているものの後に抹消されている。

表九「明治元年 町入目一覧」

〔長崎県史稿 制度部 禁令〕より作成

費目	金額(両)
肝煎 人別 1カ年	20
肝煎の内 年番6人を定め人別手当金	10
小使 人別1カ年	5
町会所 雑用 1カ年	100
町会所 小使・家守 給料 1カ年	36
諏訪社神事当番町雑用金	100
時鐘撞給料1カ年	20
(小計)	291
火消組 諸道具	別途 規則

次に前掲資料「長崎県史料 制度部 禁令 明治元々八年」の明治元年条では、「町入目之儀ハ町毎ニ町人之内世話役相立年番持ニイタシ出納共肝煎立会明細ニ勘定相立町方役所之印ヲ受取可申事」とし、支出内容を表九「明治元年 町入目一覽」のように定めている。

表七の明治五年の歳出として惣町戸長并小走迄給料、筆紙墨その他諸入費、市中二一箇所掲示台入費、祭礼入費、路燈油代等三、二四八両余が計上され、差引き約一、五六八両の残金が生じている。前年と比べ規模は縮小しているが収支が黒字で、慶応三年と比較して、その規模は半分ほどになっている。

置金については、前掲資料「長崎県史稿 制度部 会計」の「附録」項の明治二年七月の記事に「府県常備金規則」を載せてその基準が示されているが、その支出は表一では明治元年のみである。貸下米・金は、表四では明治二年以降に計上している。「長崎県出納勘定帳」にも記載があるが金額のみで相手方は不明である。

納済金は、「長崎県出納勘定帳」には、明治二年正月始期分で四一、九六四円五〇銭が、明治二年一〇月始期分で計一四、七二八一両永一五〇文(ママ)が大蔵省に納められたことが記載されている。明治三年一〇月始期分は、資料の虫損がひどく判読が困難であるが、同様に納付されたことが類推される。

おわりに

本稿は、平成二四年二月四日に長崎歴史文化博物館で開催された講座「孫文展関連及び長崎学講座」において「近代の長崎 明治初期における長崎県と港のかかわり」と題して発表した内容をもとにしている。安政の開国で貿易制度が変更され自由貿易となり、長崎会所による独占体制が崩れ、会所の収益により市政の諸経費を賄っ

ていた長崎が、明治維新を経て何を財源として市政を運営していたのか興味を持ち、当時、長崎県へ派遣されていたこともあり旧長崎県庁文書を閲覧しながら、その答えを見つけようとしたが、勉強不足もあり十分な結果を得るまでには至らなかった。

今回、明治維新一五〇年ということで改めて史料を見直し、その後の諸先生の研究成果を参考にさせていただきながら、初期の長崎県の財政状況を示す資料がいくつか見つかり、僅かばかりだがその概要を明らかにすることができた。

明治初期は新政府による制度変更の過渡期にあり、歳入面では開港場としての長崎の特殊性が依然保たれていた。旧幕府領の一部を引継ぎ長崎県の財政に組み込まれたことがどう影響したのか、今後、改めて考察する必要がある。

また、歳出面では官員の削減により支出を抑制するとともに日本の近代化に貢献する諸機関の存続に注力するため財源の手当てを図ろうとしていた。その後、明治四年の府県統合と同時期の税制改正により、長崎の特殊性が失われたことが、この地域に一つの転機をもたらしたのではないかと考えている。

最後に資料等の閲覧を許可いただいた長崎歴史文化博物館、とりわけ長崎廻米について御教示いただいた同館研究員の矢田純子氏にお礼申し上げます。

(長崎市長崎学研究所係長)

注

- 1 金井俊行編『増補長崎略史 下巻』長崎市、一九二六年
- 2 中村質著『近世対外交渉史論』（吉川弘文館、二〇〇〇年）所収「経歴と主な論著」参照
- 3 中村前掲書B 一八八頁
- 4 中村質前掲書B 二二頁
- 5 前掲書『増補長崎略史 下巻』四八一頁
- 6 石井孝『幕末開港期経済史研究』有隣堂、一九八七年、三六八頁
- 7 金井俊行編『増補長崎略史 上巻』長崎市、一九二五年、三七四頁
- 8 「御用留 慶応元年」（長崎歴史文化博物館蔵 請求番号ⅡB）一四 七―一二二―一）【参考】『長崎幕末史料大成5 開国対策編Ⅲ』長崎文献社、一九七一年、一二九頁所収
- 9 「諸書留 慶応元年一月～六月」（長崎歴史文化博物館蔵 請求番号ⅡB）一四五―一二二）【参考】『長崎幕末史料大成4 開国対策編Ⅱ』長崎文献社、一九七一年、四二八頁所収
- 10 「日見外三ヶ処御関御用留 元治元年」（長崎歴史文化博物館蔵 請求番号ⅡB）一四七―一三）【参考】『長崎幕末史料大成3 開国対策編Ⅰ』長崎文献社、一九七〇年、五七九頁所収 なお、慶応二年の勘定帳の支出項目には見あたらない。
- 11 同書（長崎歴史文化博物館蔵 請求番号Ⅱ古賀文庫 十四五六）本史料については、中村前掲書Cを参照
- 12 括弧書きの番号は、中村前掲書Cで史料中に付された収支項目の通し番号を意味する（以下、同じ）。
- 13 『新長崎市史 第三巻近代編』長崎市、二〇一四年、二三頁
- 14 「申上留 慶応二年以来」（長崎歴史文化博物館蔵 請求番号ⅡB）一四六七―一三）【参考】前掲書『幕末史料大成4 開国対策編Ⅱ』一五八頁
- 15 添田前掲書
- 16 『新長崎市史 第二巻近世編』九二二頁 なお、本件は『長崎町方史料』（福岡大学総合研究所 一九八四年）六三頁以降に関係資料が翻刻されている。
- 17 前掲書『長崎町方史料』二五〇頁以降に翻刻文掲載
- 18 前掲書『新長崎市史 第二巻近世編』九一六頁
- 19 前掲書『新長崎市史 第三巻近代編』一九頁
- 20 国立公文書館内閣文庫蔵 請求番号Ⅱ府県史料長崎 冊次一〇
- 21 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号Ⅱ一四 三―七
- 22 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号Ⅱ一四 四九―一
- 23 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号Ⅱ渡辺文庫一三一七三―一
- 24 前掲書『新長崎市史 第二巻近世編』九二五頁
- 25 前掲書『新長崎市史 第三巻近代編』三一頁
- 26 前掲書『長崎県史 第三巻 近代編』三〇頁
- 27 前掲書『新長崎市史 第二巻近世編』第九章第五節「長崎奉行所の崩壊」及び前掲書『同 第三巻近代編』第一章第一節「維新直後の長崎」参照
- 28 竹内理三編『九州史研究』御茶の水書房、一九六八年
- 29 前掲書『新長崎市史 第二巻近世編』九一八頁、『同 第三巻近代編』一八頁
- 30 前掲書『新長崎市史 第三巻近代編』二二頁
- 31 前掲書『長崎県史 第三巻 近代編』六四四頁

- 32 国立公文書館内閣文庫蔵 請求番号Ⅱ府県史料長崎 冊次一一
- 33 ホームページ上の紹介文は以下のとおり。「各府県ごと」に太政官に提出。修史館から内閣記録局、内閣書記官室記録課を経て、一九一四年内閣文庫に移管。一八七四年に太政官達第一四七号で各府県に立庁から一八七四年末までの沿革の編集を命じた。その後も続けて編集が命じられ、ほぼ一八八五年まで続けられた。(中略)
- 一八七六年の例示では、政治部(県治・拓地・勸農・工業・刑賞・賑恤・祭典・戸口・民俗・学校・駅通・警保・忠孝節義・騷擾事変)と制度部(租法・職制・禄制・兵制・刑法・禁令・会計)の二部に大分けされ、附録として図書目録・碑文銘辞等・官員履歴の構成が示された。その構成は府県によって不統一があり、記述・編修に精粗の差がある。」
- 34 国立公文書館内閣文庫蔵 請求番号Ⅱ府県史料長崎 冊次一一
- 35 『国史大辞典 第一三巻』(吉川弘文館 一九九二年)の「メキシコ銀」項を参照
- 36 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号Ⅱ一九一一 八一二
- 37 矢田純子「豊後国日田・玖珠両郡からの長崎廻米 ―買替納を中心に―」(『人間文化創成科学論叢』第一一巻、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科、二〇〇九年)
- 38 前掲資料「長崎県史稿 制度部 租法」
- 39 前掲資料「長崎県史料 制度部 租法」のうち「戊辰年以降正租雑税ノ沿革」項のうち「行政官達文」
- 40 「長崎県史稿 制度部 職制(慶応四年―明治八年)」国立公文書館内閣文庫蔵 請求番号Ⅱ府県史料長崎 冊次一〇
- 41 前掲資料「長崎県史稿 制度部 租法」の「戊辰年以降正租雑税ノ沿革」項に「長崎港雑税」として各種鑑札料の内訳あり。
- 42 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号Ⅱ一四 三三二―
- 43 「長崎県史稿 政治部 外務(明治元々八年)」国立公文書館内閣文庫蔵 請求番号Ⅱ府県史料長崎 冊次九
- 44 添田前掲書 二六頁
- 45 前掲資料「長崎県史稿 制度部 会計」の「附録」項 なお、『大分県史 近代編2』(大分県、一九八六年)には、明治四年まで廻漕とあるが具体的な典拠が示されていない。
- 46 前掲資料「長崎県史稿 制度部 会計」の「附録」項の「行政官達文」
- 47 楠本寿一『長崎製鉄所』中央公論社、一九九二年、一五八頁 及び前掲書『長崎県史 近代編』八八頁
- 48 前掲資料「長崎県史稿 制度部 会計」のうち「附録」項